

「歯科保険診療の研究 2014年4月版」 正誤表 その②

「歯科保険診療の研究」の発出後の疑義解釈などにより、小児保険装置や未来院請求時の摘要欄記載などの解釈が変更されました。つきましては、解釈変更に伴う「歯科保険診療の研究」の解説の変更点を、正誤表の形でお示し致します。ご不明な点は、東京歯科保険医協会(社保・学術部)までお問い合わせください(Tel.03(3205)2999)。

2015年2月7日作成

訂正箇所		区分	誤	正
P10	点数表・歯冠修復	削除	咬合採得料(1個につき) (小児保険装置を除く) ……16(24)	咬合採得料(1個につき) (小児保険装置を除く) ……16(24)
P20	処置・手術等に対する加算の表の「50/100加算できる」の項目	訂正	小児 補 隙装置	小児 保 隙装置
P22, P39, P63, P68, P133, P134	レセプト50/100加算の歯冠修復及び欠損補綴の項目	訂正	歯CAD 2284 ×	歯CAD 1684 ×
P26	C選療の解説1	削除	…を行った場合、 初診月は再診料と実地指を、再診月は再診料と歯管、実地指を…	…を行った場合、 初診月は再診料と実地指を、再診月は再診料と歯管、実地指を…
P34	カルテ 4/19の7行目	追加 (カルテにBTを追加)	—	BT (16×150/100) 24
P34	カルテ 4/19の脚注	追加	…印象は30点を算定…	…印象は30点、 BTは16点 を算定…
P35	カルテ 4月分合計	訂正	合計 3,102	合計 3,126
P39	レセプトの歯冠修復及び欠損補綴欄の咬合採得の項	追加 (咬合採得24×1を追加)	咬合 24 ×	咬合 24 × 1
P39	レセプトの歯冠修復及び欠損補綴欄の小計	訂正	474	498
P39	レセプトの合計欄	訂正	3,102 点	3,126 点
P152	乳歯冠の解説2	訂正	…認められるが形成はKPで算定する。	…認められる。連合印象、歯冠形成などは永久歯と同様に算定できる。
P152	小児保険装置(保険)の解説2	訂正	…印象採得は単純印象30点を算定する。咬合採得、補管は算定しない。	…印象採得は単純印象30点を算定する。咬合採得は16点を算定する。補管は算定しない。
P163	歯冠修復物、ブリッジの場合(未装着)の解説1の脚注	追加	☑レセプト …装着物の種類、装着予定日および装着できなかった理由(外傷による場合を除く)を記載。…	☑レセプト …装着物の種類、装着予定日および装着できなかった理由(外傷による場合を除く)を記載。「歯冠修復及び欠損補綴」欄から明らかに装着物の種類が特定できる場合は、装着物の種類は省略できる。…
P180	カルテ5/7の脚注	追加	*…摘要欄に☑装着物の種類、装着予定日および未装着理由を記載する。「歯冠修復及び欠損補綴」欄から明らかに装着物の種類が特定できる場合は、装着物の種類は省略できる。	*…摘要欄に☑装着物の種類、装着予定日および未装着理由を記載する。「歯冠修復及び欠損補綴」欄から明らかに装着物の種類が特定できる場合は、装着物の種類は省略できる。
P181	レセプト「摘要」欄	削除	☑ FMC 4月7日任意中断	☑ FMC 4月7日任意中断
P189	☑の請求の解説2の脚注	追加	☑レセプト …装着物の種類、装着(または試適)予定日、未装着理由を記載する。…	☑レセプト …装着物の種類、装着(または試適)予定日、未装着理由を記載する。「歯冠修復及び欠損補綴」欄から明らかに装着物の種類が特定できる場合は、装着物の種類は省略できる。…